

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 有床義歯咀嚼機能検査2の口及び咬合圧検査
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 光学印象
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 酸素の購入単価
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第 18454 号 徴収開始年月日：令和 2 年 2 月 15 日

金属	その他金属	上顎	下顎
04:チタン		321,750	321,750
03:コバルト		242,000	242,000

（2024年11月1日時点）